

被災住宅復旧緊急支援事業の受付を延長します

稲敷市被災住宅復旧緊急支援事業について、つぎのとおり申請受付を延長することになりましたのでお知らせします。

1. 受付期間 令和2年5月29日まで
2. 受付場所 稲敷市役所1階フロア
3. 受付時間 午前9時から正午、午後1時から午後5時
4. 対象要件
 - (1) 対象住宅
 - ・台風15号により屋根又は外壁が被災した住居であって、市が交付した罹災証明書の判定結果が半壊又は一部損壊（一部破損）であるもの
 - (2) 対象者
 - ・本人又は親族が所有し、災害発生時に本人又は親族が居住していた住宅の復旧工事を行う方又は行った方
 - ・市税を滞納していない方
 - ・自らの資力のみでは住宅の復旧工事をすることができない方
 - (3) 対象工事
 - ・屋根又は外壁等の復旧工事及び窓、天井等の復旧工事
 - ・住宅の復旧工事費用が10万円以上の工事であること
 - ・復旧工事が令和2年6月末までに完了することが見込まれること
5. 補助金額 住宅の復旧対象工事費用の10分の2の額又は50万円のいずれか低い額

問合せ先

稲敷市役所危機管理課

電話 029-892-2000